

戸手交流館

だより

第14号

2024年(令和6年)5月20日発行

戸手交流館

Tel: 0847-52-5539

✉ tode-krk@city.

fukuyama.hiroshima.jp

《まちづくり推進委員会よりお知らせ》



第24回戸手学区親睦グラウンドゴルフ大会のご案内



日時：6月8日(土) ※雨天の場合は6月9日(日)

受付：8時から 競技開始：8時45分

場所：芦田川河川敷緑地公園

申込期間：5月14日(火)～30日(木)

詳細は、別途全戸配布の緑色のチラシ(申込書付)をご覧ください。

練習会

戸手学区体育会地域スポーツ教室 (雨天時中止)

日時：5月25日(土)午前9時00分～11時00分

場所：芦田川河川敷緑地公園

※用具が無い方は主催者で準備します。お気軽にご参加ください。



ドローン体験会

さまざまな分野で活躍が期待されているドローンについて学び、操縦を体験してみませんか？広島県ドローン協会隈部健一郎さんと北部管内で活動している“北空さんぽ”のメンバーを講師にお迎えして行います。



日時 7月7日(日)



※雨天時は21日(日)に変更

10時～12時

場所 戸手小学校グラウンド

落語を楽しむ会(仮称)

戸手出身の社会人落語家『ぽんぽん亭遊月』さんをお迎えします。リズムカルな落語を楽しみましょう。

日時 7月8日(月)

10時から11時30分

場所 戸手交流館 集会室



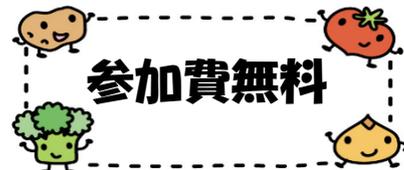
※ドローン体験会と落語を楽しむ会については、申し込み付き案内を別途配布します。

健康でいきいき過ごすための

シニア食生活改善教室

主催：福山市食生活改善推進員協議会

みんなで楽しく食生活のポイントについて
学びましょう！



とき・内容	<p><1回目> 7月 9日(火) 9時 30分～受付 『低栄養を防いですこやか食生活』</p> <p><2回目> 9月 10日(火) 9時 30分～受付 『骨粗しょう症予防の食事』</p> <p>食生活改善推進員による講義・参加者による調理実習と試食</p>
ところ	戸手交流館 実習室
対象者	おおむね65歳以上の方やそのご家族 (ご家族の年齢は問いません)
定員	20人程度
持参物	エプロン、三角巾(大判のハンカチまたは手ぬぐいでも可)、 ふきん、筆記用具、マスク
申込期間 申込先 問い合わせ先	<p>6月4日(火)～各実施日一週間前まで</p> <p>戸手交流館</p> <p>電話 52-5539</p>



ばらのまち福山イメージキャラクター
「フレイル予防ローラ」

※締め切りは、実施日の1週間前までとさせていただきます。お早めに申込みをお願いします。

※申込が5人未満の場合は、中止します。その場合は、食生活改善推進員から連絡させていただきます。

当日、ご本人やご家族に体調不良がある場合の参加はご遠慮ください。

6月は住宅用火災警報器点検強化月間

住宅用火災警報器は設置が義務化されてから、10年以上が経過しています。機器の電池切れや不具合も考えられます。定期的な点検（作動確認）の実施を推進し、必要に応じて機器本体を取り替えるなど適切な維持管理をお願いします。



<お問い合わせ> 福山地区消防組合 予防課 Tel.084-928-1192



5月は自転車マナーアップ強化月間『身に付けよう 交通ルールと ヘルメット』自転車は、道路交通法では「軽車両」です。自転車損害賠償責任保険などに加入し、交通ルールとマナーを守りましょう。

令和6年度広島県自転車マナーアップスローガン

5月は自転車マナーアップ強化月間

毎月1日は自転車安全利用の日

身に付けよう 交通ルールと ヘルメット

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

大人も子供も着用しよう ～命を守るヘルメット～

道路交通法により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化(令和5年4月1日施行)

自転車保険 に加入していますか!?

広島県内で自転車を利用する場合、**自転車保険等** に加入しなければなりません。

夕暮れ時・夜間は **LEDライト** や **反射材用品** を活用して身を守りましょう。

「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。

令和4年10月6日 施行
 「自転車の点検整備」や「幼児用座席でのヘルメット及びシートベルトの着用」等の努力義務

令和5年4月1日 施行
 「自転車損害賠償保険等の加入」の義務

福山市土木常設員 制度について

福山市では、道路、橋りょうなどの適正な維持管理のため、学区自治会連合会長の推薦に基づいて、土木常設員を配置しています

○土木常設員の主な職務

おおむね次の事項について市に協力することを職務としています。

- ①道路、橋りょう、河川および堤塘並びにそれらの付属工作物の維持管理に関すること
- ②水防、水利に関すること
- ③道路および公有地の境界に関すること

○土木常設員の同意・承認などが必要となる書類

- ①境界確認申請②公用廃止③道路占用許可申請④公共用地使用許可申請⑤道路(水路)工事施行承認申請

○土木・農林関係への要望

問い合わせ先；北部建設産業課(☎084-976-8807)

○戸手学区の土木常設員

担当区域	土木常設員名
上戸手	平田 隆信
上戸手沖	平田 節治
中戸手	馬屋原 俊明
中戸手沖	林 日出人
下戸手	檀田 壽正



過ごしやすい日が続き、交流館のばらも花盛りを迎えました。
お近くにお越しの際は、ぜひ交流館のばらをご覧ください。



移動図書館のぞみ号

6月のお知らせ

6月14日(金)

11:10~11:50

戸手交流館・とでふれあい
フラザ 駐車場